

特定非営利活動法人横浜メンタルサービスネットワーク

役員利益相反防止のための自己申告等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人横浜メンタルサービスネットワーク（以下「この法人」という。）の倫理規程第6条第1項に規定する役員「利益相反に該当する事項」についての自己申告に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この規程は、この法人の役員に対して適用する。

(自己申告)

第3条 役員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たにこの法人以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること（以下「兼職等」という。）となる場合には、理事長に書面で申告するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、この法人と役員との利益が相反する可能性がある場合（この法人と業務上の関係にある他の団体等に役員が関係する（兼職等を除く。）ことによってかかる可能性が生ずる場合を含むが、これに限られない。）に関しても前項と同様とする。

3 役員は、原則として、利益相反につながる可能性のある行為を行ってはならず、やむを得ない理由によりかかる行為を行う場合には、事前に理事長に書面で申告するものとする。

(定期申告)

第4条 役員は、毎年6月に当該役員「兼職等の状況その他前条の規定に基づく申告事項の有無及び内容」について理事長に書面で申告するものとする。

(申告後の対応)

第5条 前2条の規定に基づく申告を受けた理事長は、事務局と連携して申告内容の確認を徹底した上、申告を行った者が理事である場合には副理事長（但し、申告を行った者が副理事長である場合には他の理事）と、監事である場合には他の監事とそれぞれ協議の上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った者に対して、この法人との利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置（以下「適正化等措置」という。）を求めるものとする。

(申告内容及び申告書面の管理)

第6条 第3条または第4条の規定に基づいて申告された内容及び提出された書面は、事務局にて管理するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、監事の同意及び理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、2021年9月14日から施行する。（2021年9月14日日理事会決議）